TOKIO LIBRARY

時事新報

第三千百一號
明治廿四年八月七日 金曜日
舊曆辛卯七月三日(乙、丑)
日出午前四時五十四分 日入午後六時三十九分
月出午前六時五十二分 月入午後八時二十分
滿潮午前七時三十分 午後七時二十一分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價[cut off]

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

心養

人生に體を養ふの要あると均しく亦心を養ふの要あり體を養ふに食物を用ふるは凡そ生物の皆然る所なれども人類ほど其食物の種類多きはなし獅虎は生肉の喰ふべきを知りて其他を知らず牛馬は野草の喰ふべきを知りて亦その他を知らず禽獸蟲魚おのおの其食とする所は僅に一二に止まると雖も特り人間に至ては鹽噌肉菜種々雜多にして酸辛甘苦殆んど擇む所なければ食物の種類多きこそ高等動物の特徴にして人の人たる所以の一に數ふるも亦敢て不可なきが如し人の體を養ふに斯くも多樣の食物を要すとせば心を養ふにも亦多樣の趣向を要することならん蓋し他の動物の心を察するに其食物の種類少なきが如く其心事も亦狹少なれば人は多樣の食物を喰ふが如く其心事も亦多樣にこそある可きに若しも或る一方に偏して他を顧るの餘地なしとすれば是れ既に靈活を欠けるなり至高なる人類の食を食として下等動物の心を心となすに近し體を養ふの法は即ち之を得たりと雖も心を養ふの法は猶は甚だ遠しと云ふて可ならん歟、又體を養ふに運動を要するの生理あれば心を養ふにも亦運動を要するの心理あらん坐して動かざれば足に痺を生ずるが如く凝て解けざれば心に迷を起す坐するは敢て不可なけれども足に痺を生ずるは攝生の旨にあらず凝るも或は可ならんなれども心に迷を起すは既に保心の義に反せり痺れざるは動かせばなり之を體養と云ひ迷はざるは解けばなり之を心養と云ふ左れば體養は靜動宜しきを得るにあり心養は變通を妨げざるにあり共に人生に欠く可らざるの須要にして心身の運動と稱するもの即ち是れならん、扨その心を養ふの趣向と云ひ將た心の運動と云ふは如何なる事ぞと尋ぬるに他なし身に種々の藝を蓄へて時々その藝に遊ぶにあるのみ農工商より政事、法律、詩歌、碁將棊に至るまで人事一切都て是れ藝に非ざるはなし一人にして其多岐に渉るの能ある者は多藝の人と稱せられ否らざる者は無藝の人と評せらるゝ多藝の人は能く移るが故に心常に凝滯せず無藝の人は移ること能はざるが故に心常に偏僻す碁打が碁に凝りて親の死に遇はず詩人が詩に耽りて人事を忘却するが如きは極端の事例なれども世には無藝にして唯一筋の外に出でざるが爲め或は判斷を誤る者或は幸福を失ふ者その種類甚だ多し必竟その一筋に拘泥するは初めより多藝に習はず習はざるが故に異味を解せず解せざるが故に顧みざるの過ちにして若しも彼に是に思ひを百方に馳するの能あらば心に癖を生ぜずして行路に澁滯なかるべきのみならず種々の樂みを樂んで品位はますます高かるべし今これを身體に喩へんに樂みの一事にても目に見るあり耳に聞くあり口に味ふあり鼻に嗅ぐあり盲者は目の樂みなき者、聾者は耳の樂みなき者、啻に樂みなきのみか之を稱して不具と云ふに非ずや心の藝に於けるは猶は耳目鼻口の樂みに於けるが如き歟、其一藝に偏する者は目あれども耳鼻口なき者と同じく恰も心の不具たるを免れず不具を形體に咎めて之を精神に問はざるは彼の食物を人にして心を他の動物にするものゝみ心養の法は多藝あるに在り

政事家と政事

政事家の政事に偏すること何ぞ夫れ甚だしきや政府部內の情實は云ふも更なり自由と呼び改進と唱へて黨派の掛引に其心を欺き勢權の競爭に萬事を犠牲にするも復た顧みる所なきが如し瞋恚煩惱愚痴とは佛家の三惡として戒むる所なれども今その實景を政事界に見ること最も多きは蓋し讀者も認むる所ならん產業なり商事なり社會の人事その數多き中に獨り政治に熱中して炎々當る可らざるの勢あるは唯驚くの外なし蓋し是れには多年の習慣あり時世の風潮ありて爲めに自然に驅逐せられたるものならんとは雖もツラツラ彼の政治家輩の私を觀察すれば多くは政事の外、身に覺えたる藝とてはなきものゝ如し商事の心得ある者ならば夫の淺ましき運動に苦まんよりは寧ろ商界に餘勇を鼓するの工風をなさん、學術の修練ある者ならば失意の際に顚沛せずして却て學園に逍遙するの餘地を求むべきなれども如何せん政事を除けば他に全く通用の道なきが故に飽までも之に拘泥して或は常理の外に逸し或は指笑を厭はざるものには非ざる歟其の由來を詮すれば初め政事に眩して他を顧みざりしが故にイツしか心に癖を生じ癖は性を成して事の茲に及びたるものなるべし今の政事家の擧動こそ所謂凝て愚案に能はざるの弊を醸するものにして其社會に及ぼす所の影響は勿論當人の爲めに計るも幸福に乏しくして誠に氣の毒なりと云はざるを得ず政治家も亦その食物を人類にして其心事をば劣等動物にするものか彼輩の無藝無能憐む可きのみ

金滿家と金

黄金の人生に至寶たるは素より云ふ迄もなけれども唯金あるを知りて他を知らずとせば是れ人にして金化したる者なり人にあらず金なりと云ふも可ならんか今の金滿家を見るに身の本來に價あるに非ずして金威によりて纔に世間の尊敬を買ふ者多きが如し唯その財產の多寡によりて輕重せらるゝ迄のみとあれば今日百萬圓の身代の者が明日に至り五十萬圓に減ずるときは其身も同時に五十萬圓の人となり無一錢となれば又隨て無き人となる可し左れば世人が之に接して交を求るも其人に交るに非ずして其金に交るのみ之を金友と云ふ黄金多ければ交廣く黄金多からざれば交も亦廣からずして遂に或は天下に一友なきの不幸に陷ることもある可し然かのみならず彼の金友多きは其金德に浴し又これに浴せんと欲する者の群集あれども他の一方に於て其德澤を被らざるのみか却て金威の爲めに窘めらるゝ者もあれば金友の反對に金敵の多きも亦謂なきに非ず黄金以て友を得べし又隨て敵を生ず可し其友永く恃むに足らずして其敵は常に恐る可し皆是れ富豪が金に凝るの結果にして固より人生の快樂を妨るものなれば我輩は敢て其貨殖を非とするにあらざれども貨殖の事繁なる其傍にも時に書籍に目を晒らし將た戸外經世の爲めに盡すか乃至は琴棋書畫俳偕發句等遊藝の嗜みにてもあらば自然に其心機を轉じて凝りを解かし又隨て黄金外の親友を得て共に文事を語り共に風流を樂しみ微妙の際に一身の行路を安くするのみならず富豪本來の目的たる家道の維持法に於ても間接に益する所多かる可しと敢て信じて疑はざる所なり

官報

朕玆ニ內國旅費規則中改正ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治廿四年八月五日

內閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第百六十六號

明治十九年閣令第十四號內國旅費規則中左ノ通改正シ同年閣令第三十四號內國旅費規則附則ヲ廢止ス

第二條　內國旅費ハ分テ四等トシ別表ノ定ムル所ニ從ヒ順路ノ路程ニ依リ汽車賃汽船賃車馬賃及日當ヲ支給ス

第六條　削除

附則

第十七條及第十八條中「大藏大臣ト協議シ」ノ八字ヲ削ル

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

別表

旅費額

等級	汽車賃一哩毎ニ	汽船賃一海里毎ニ	車馬賃一里毎ニ	日當一日毎ニ
一等　親任官	八錢	十錢	二十八錢	四圓
二等　勅任官	七錢	八錢	二十錢	二圓五十錢
三等　奏任官	六錢	六錢	十五錢	一圓六十錢
四等　判任官	四錢	五錢	十錢	七十錢

一　強國間營業及道路險惡ノ爲メ定額ノ車馬賃ニテ支辨シ難キ場合ハ車馬賃ノ五割以內ヲ增給スルコトヲ得

一　北海道廳管轄內ハ每年十一月ヨリ翌年三月マテ五箇月間車馬賃ニ限リ定額ノ二倍以內ヲ增給スルコトヲ得

勅令第百六十六號參照

閣令第十四號內國旅費規則(明治十九年六月九日官報)抄錄

第二條　內國旅費ハ各官等ニ依リ分テ六等トシ別表ノ定ムル所ニ從ヒ順路ノ路程ニ依リ汽車賃汽船賃車馬賃及日當ヲ支給ス但車馬賃及日當ハ管內外ニ區別シ之ヲ支給ス

第六條　勅任又ハ管外旅行ノ爲メ其管內ヲ通過スルトキハ其路程ハ管外ニ準シ又管內巡回ノ際其便宜ニ依リ管外ヲ通過スルトキハ其路程ハ管內ニ準スヘシ

第十七條　各省大臣ハ大藏大臣ト協議シ平常旅行ヲ要スル官吏ニ對シ特ニ其旅費額ヲ定メ月額ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

第十八條　各省大臣ハ大藏大臣ト協議シ定額ノ旅費ヲ減少スルコトヲ得

別表

旅費額

等級	汽車賃一哩毎ニ
一等　親任官	金十五錢[cut off]
二等　勅任　一等官　二等官	金十二錢[cut off]
三等　奏任　一等官　二等官　三等官　四等官	金九錢[cut off]
四等　奏任　五等官　六等官　試補	金九錢[cut off]
五等　判任　四等以上	金六錢[cut off]
六等　判任　五等以下	金六錢[cut off]

朕陸軍戸山學校條例[cut off]
セシム

御名　御璽[cut off]

明治廿四年八月[cut off]

勅令第百六十七號

陸軍戸山學校條例中左ノ通[cut off]
第十六條第一項中「九月」[cut off]
六月」ニ改ム
同條第二項中「十二月」ヲ[cut off]
同條第三項中「一月」ノ上[cut off]
若クハ」ノ五字ヲ加ヘ「但[cut off]

勅令第百六十七號參照

勅令第五十四號陸軍[cut off]
第十六條　體術科學生[cut off]
クハ四月ニ終ル
射擊科學生ノ學期ハ[cut off]
月ニ終ル
體操科學生ノ學期ハ[cut off]
ニ終リ其第二回ハ[cut off]
一年一回ニシテ[cut off]

○內務省告示第三[cut off]
明治十八年(二月)第[cut off]
ニ付(熊谷深谷)間[cut off]
明治廿四年八月[cut off]

○陸軍省告示第八號[cut off]
明治二十三年(七月[cut off]
條例第二條但書ニ依[cut off]
九名召募候條志願[cut off]
募規則(本年四月本[cut off]
十一月十日迄ニ出願[cut off]
但該規則第一條第[cut off]
明治二十四年八[cut off]

陸軍省告示第八號參照

勅令第百二十號陸軍[cut off]
抄錄
第七條　火工ハ砲兵隊[cut off]
他ノ諸工ハ現役六箇[cut off]
ナシ台シテ生徒ヲ[cut off]
但諸工生徒ニ在テ[cut off]
シ

陸軍省告示第三號明[cut off]
治二十四年四月十七[cut off]
第一條　檢査ヲ分テ三[cut off]
第一　年齡　滿十八[cut off]

雜報

○札幌近信

避暑　年々今頃は內[cut off]
き時候なれば人々何[cut off]
るが當地は流石に北[cut off]
涼冷にして時に依[cut off]
は昨年に比して稍涼[cut off]
なることならん漫[cut off]
することあるが今年[cut off]
來る此西洋人に多く[cut off]